



# 埼玉県報

第 2 5 2 9 号  
平成 2 5 年 9 月 2 4 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [東第二土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [富士見都市計画事業三芳町富士塚土地区画整理事業の事業計画の変更\(第1回\)\(市街地整備課\)](#)
- [一般国道299号の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)

### 雑報

- [普通肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [特殊肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

### 正誤

- [埼玉県飯能県土整備事務所長告示第13号中訂正\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県飯能県土整備事務所長告示第14号中訂正\(飯能県土整備事務所\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千二百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年九月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年九月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人すきつぷ

三 代表者の氏名

長谷川 博子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北本市栄一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、特別支援学校・特別支援学級に在籍する児童・生徒および障害者手帳を有する普通学級に在籍する児童・生徒およびそれに相当する児童・生徒に対し、放課後や長期休業中も充実した生活を送れる場を保障し、子どもたちが集団生活の中で様々な体験を通して、協調性・社会性を身につけることを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第千二百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）インセンスモール西ブロック（二工区）

埼玉県春日部市下柳字古川端七百五十 三外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・「春日部市商工業振興基本条例」及び埼玉県の「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」に基づいた地域商業及び地域社会への貢献に対する協力を努めてください。

・店内に設置する防犯カメラの位置、駐車場内の車上狙い対策等について、警察署担当者と現場実査のうえ、協議してください。

## 二 縦覧期間

平成二十五年九月二十四日から平成二十五年十月二十四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター



同	同	監 事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
永 瀨 成 三	江 中 安 秋	横 田 二 郎	下 敏 雄	神 田 勝	小 林 良 久	柴 崎 康 次	岩 崎 文 雄	新 井 作 次	吉 沢 清	田 島 英 次 郎	秋 山 圭 扶	森 田 博	小 林 利 安	田 島 實
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
川島町大字加胡十七番地	同 同 飯島新田六百六十一番地一	吉見町大字江和井二百五十五番地	同 同 下小見野五百八十八番地一	川島町大字芝沼三十八番地	同 同 久保田新田二百二十九番地二	同 同 蚊斗谷三十七番地六	同 同 荒子五百七十五番地一	同 同 高尾新田七十八番地	同 同 万光寺四百九十五番地二	同 同 飯島新田二百七十一番地	同 同 久保田新田百四十八番地	同 同 飯島新田二百七十五番地	同 同 須野子新田十番地一	同 同 飯島新田二百八十番地

# 告 示

埼玉県告示第千三百五十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により  
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十五年九月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 組合の名称

三芳町富士塚土地区画整理組合

## 二 事業施行期間

平成二十五年二月五日から

平成三十二年三月三十一日まで

## 三 施行地区

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚及び同字東の各一部

## 四 事務所の所在地

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保千百番地一

## 五 設立認可の年月日

平成二十五年二月五日

## 六 変更認可の年月日

平成二十五年九月二十四日

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

一 道路の種類 一般国道

二 道路線名 二百九十九号

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
市栄町一〇番一〇地先まで	飯能市栄町一〇番一〇地先から同	区 間
一六・〇〇 二二・三〇	一三・五〇 二二・三〇	敷地の幅員 (メートル)
六七・六五		延 長 (メートル)
道路法第二十四条に 基づく承認工事		備 考

# 雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、  
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十五年九月二十四日

埼玉県病害虫防除所長 相崎 万裕美

平成25年 7月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
乾燥菌体肥料	朝日工業株式会社	乾燥菌体肥料2号	主成分 - TN、TP				
消石灰	秩父石灰工業株式会社	顆粒消石灰	主成分 - AL				
		最上特選消石灰	主成分 - AL				
		特製消石灰	主成分 - AL				
		アグリ 72	主成分 - AL				
	岩水石灰工業株式会社	消石灰	主成分 - AL				
	菱光石灰工業株式会社	ネオショットRX	主成分 - AL				
		72菱印特選消石灰	主成分 - AL				
	村檉石灰工業株式会社	72粒状消石灰	主成分 - AL				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、AL - アルカリ分

# 雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、  
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十五年九月二十四日

埼玉県病害虫防除所長 相崎 万裕美

平成25年7月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名（及び商品名）	検 査 の 結 果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
たい肥	朝日工業株式会社	レオグリーン特I号	3.10	3.46	1.32	27	181	5.11	9.7	5.61		
	有限会社エー・アイ	馬ふん堆肥エクセレント	0.68	0.46	1.30	10	33	0.75	30.4	52.01		
		牛ふん堆肥	1.42	1.88	2.39	25	156	1.80	20.6	28.16		
	塚田正行	塚田堆肥	0.76	0.98	1.37	7	57	0.82	23.7	57.06		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、TCa - 石灰全量、C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

# 雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十五年七月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十五年九月二十四日

埼玉県病害虫防除所長 相 崎 万裕美

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
(輸入業者) 木徳神糧株式会社 東京都中央区	H25.7.1 小山商事株式会社 埼玉県行田市	乾牧草	カナダチモシーNo.1	25.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乾牧草	USチモシー	25.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乾牧草	オーツヘイ	25.3	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
(輸入業者) 株式会社スエオカ・ハーベスト 東京都中央区	同上	乾牧草	アルファルファ	25.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
清水港飼料株式会社鹿島工場 茨城県神栖市	同上	肉用牛肥育用配合飼料	ばく麦	25.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
協同飼料株式会社鹿島工場 茨城県神栖市	同上	肉用牛肥育用配合飼料	クリスタルビーフ	25.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。



埼玉県横瀬町				-	-	40.26	-	-	99.8							
--------	--	--	--	---	---	-------	---	---	------	--	--	--	--	--	--	--

- (注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

# 正 誤

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十三号（平成二十五年八月二十三日第二千五百二十号）中訂正

ページ 表中

二 区間

誤

坂戸市大字戸口字白金八〇三番十六地先から同市大字戸口字白金八〇三番十六地先  
まで

正

坂戸市大字戸口字サイカチ八〇八番地先から同市大字戸口字新田八〇三番一六地先  
まで

# 正 誤

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十四号（平成二十五年八月二十三日第二千五百二十号）中訂正

ページ 表中

二 供用開始の区間

誤

坂戸市大字戸口字白金八〇三番十六地先から同市大字戸口字白金八〇三番十六地先  
まで

正

坂戸市大字戸口字サイカチ八〇八番地先から同市大字戸口字新田八〇三番一六地先  
まで